

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)
事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 羽村市 】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制

外国人の子供の就学を促進するため、不就学等の児童・生徒を対象とし、日本語及び学習習慣の習得を進めることで、円滑な学校生活及び学習活動を行うことができるよう、日本語指導等に実績のあるNPO法人と連携して放課後等の学校外における日本語指導教室を開設した。

実施にあたり、学校と実施主体となるNPO法人が情報共有を行うとともに、教育委員会、学校、日本語指導教室が連携し、情報共有を行なながら事業を行った。

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること

② 学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

⇒ 日本語習得及び学習習慣の確保に係る放課後等日本語学習教室の開設

開設期間:令和5年8月末～令和6年3月

実施回数:不就学児童・生徒 5日×16週、3日×4週

就学困難児童・生徒 5日×28週のうち、レベル別で、週1回から2回受講

学習内容:日本語、日本語会話の授業、日本語による教科(算数・数学等)の授業(予定)

対 象:羽村市立学校に所属する児童・生徒で、日本語が全く理解できない児童・生徒、通学はしているが学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童・生徒

⑥ その他不就学等の外国人の子供の就学の促進に資する地域独自の取組(就学ガイダンスの実施、就学パンフレットの作成・配布等。)

⇒ 就学に関するパンフレットを作成した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること

② 学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

⇒ 日本語指導や日本語による教科学習指導を通じて、日本語におけるコミュニケーション力の向上、日本語による学習習慣の習得を促進することができ、就学の促進及び学校生活の充実につなげることができた。放課後の活動であるため、保護者の理解、支援が受講の開始、継続が必要であり、保護者に丁寧な説明を行い、受講者増へつなげていく。

⑥ その他不就学等の外国人の子供の就学の促進に資する地域独自の取組(就学ガイダンスの実施、就学パンフレットの作成・配布等。)

⇒ 転入時、学籍等の手続きをする際に、就学に関して情報提供することができるようになった。今後は、外国語対応をすることで、よりわかりやすい情報提供を行う。

	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳以上 (過年齢)
--	------	-------	--------	-------------------

本事業で対応した子供の数	人	21人	5人	人
--------------	---	-----	----	---

4. その他(今後の取組等)

日本語指導が必要な児童等は、その進度や理解度には個人差があるため、今後も継続して同様の事業を実施していく必要がある。また、事業の実施にあたり、保護者の理解、支援が必要である。今後は、今年度の児童・生徒の様子を含め、保護者に丁寧な説明を行い、受講者増へつなげていくことで、不就学等の児童・生徒への支援の充実を図ることとする。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き文部科学省ホームページで公開する。